

報告第 1 7 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（与謝野町幾地 R6.12.23）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 6 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

与謝郡与謝野町幾地地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 6 年 1 2 月 2 3 日、教育委員会事務局職員が与謝郡与謝野町幾地地内で下り坂のカーブを公用車で走行中に路面の積雪によりスリップし、相手方のフェンス支柱 2 本を破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 1 5 1 , 8 0 0 円

3 損害賠償の相手方 宮津市 法人